

◎新潟県告示第981号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和6年9月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県村上市寒川字大俣2028の10、2030の3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）